

# 重要事項説明書 認可保育所 駒井町みんなの家

＜令和7年11月19日 現在＞

## 1 事業者

2025/4/1改定

事業者の名称	社会福祉法人純生喜泊会		
代表者氏名	理事長 清水 弥生		
法人の所在地	東京都狛江市駒井町三丁目36番1号		
法人の電話番号	03-3480-1106		
定款の目的に定めた事業	保育所の運営【2園】・小規模保育事業の運営【1園】・放課後児童健全育成事業の運営【1園】・公益事業の運営【1園】		
設置者が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かの別	<input checked="" type="radio"/>	有	年 月 日

## 2 事業の目的

事業の目的	21世紀が子どもたちの笑顔輝く時代となるようお父さん、お母さんも充実して生きて欲しい。そんな願いをもとに、地域の子育て要求にそって、育児に悩む保護者を対象に「学習会」を提供するなど、これまでの保育経験を活かした創意工夫による子育て支援を進めることで、地域に根付く父母の強い味方になれる保育園
運営方針	最も重要な「命」の大切さを職員が念頭に置いて、どんな場合においても「保育児」の命を守ることに尽力します。子ども一人ひとりに向き合い、子どもを柱に、保護者との信頼関係づくりを大切に、小規模ながら大家族のような雰囲気の中、子どもの人権を尊重した保育を行います。 保護者との連携をもとに、一人ひとりの子どもの可能性や育つ力を認め、個性を伸ばしていくことを大切にする保育環境を整備し、また、感覚機能の発達を促し、個々の発達に応じた援助を行います。

## 3 保育所の概要

名称	認可保育所 駒井町みんなの家		
所在地	東京都狛江市駒井町三丁目36番1号		
認可又は認証年月日	平成30年4月1日		
電話番号	03-3480-1106		
施設長氏名	吉田 幸平		
入所定員(年齢別)	0歳児6名 1歳児10名 2歳児15名 3歳児15名 4歳児15名 5歳児23名 (合計84名)		
職員数	36名 (嘱託医師1名・嘱託歯科医1名含む)		
取扱う保育事業の種類	月極保育・障害児保育・延長保育		
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。		
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に1度受け、その結果を情報公開しています。		
職員への研修の実施状況	東京都・狛江市主催の研修を受講、また園内でも研修を実施し、スキルアップを図っております。		
児童福祉法第59条第5項	児童福祉法第59条第5項の命令を受けたか否かの別	あり	なし
嘱託医	佐藤診療所 医師名:阿部 里津子(狛江市東和泉1-3-14)		

## 4 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時00分から20時30分まで
うち延長保育時間	7時から7時30時/18時30分から20時30分
休所日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日~1月3日)

## 5 施設の概要

建物	準耐火構造木造 2階建			延べ床面積	436.59	m <sup>2</sup>	備考欄	
施設の内容	乳児室・ほふく室	3室	面積	44.35	m <sup>2</sup>	調理室	15.47	m <sup>2</sup>
	保育室・遊戯室	4室	面積	182.17	m <sup>2</sup>	医務室	2.25	m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ	2 個		14.77	m <sup>2</sup>	その他	177.58	m <sup>2</sup>
設備の種類	冷暖房・非常通報装置							
安全保障	賠償責任保険・傷害保険・火災保険加入							

## 6-1 職員体制

34人

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格		備考
園長	1人	保育士・正看護師	1人			
保育従事職員	11人	保育士	11人	保育従事者	保育士	9人
看護師	1人	正看護師・保育士	1人	看護師		
幼稚園教諭	1人	幼稚園教諭	1人	幼稚園教諭		
保育補助者	2人	子育て支援員	2人	保育補助者		
調理員	3人	栄養士	3人	調理員		
事務員	1人	保育士	1人	事務員		2人
用務員				用務員		3人 シルバー人材センター

## 6-2 保育従事者等の配置

通常保育従事者配置

【月曜日～金曜日】

7:30～18:30 9名 (保育士9名 その他2名)

18:30以降 3名 (保育士3名 その他1名)

【土曜日】

終始 3名 (保育士3名 その他1名)

※ その他調理員1名配置しております

※ 開所時間内には、必ず複数の職員を配置(児童数に応じて加配)し、そのうち常勤の保育士が1人以上保育に当たります。

## 7-1 安全計画

・安全計画に基づき、安全点検・安全指導に取り組んでいます。

・職員への研修及び訓練も実施しております。

## 7-2 保育計画

組・グループ	保育計画
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭の育児を認め、共に育ち合う関係を作る。</li> <li>感覚機能を十分に働きやすい環境を作る。</li> <li>自我的芽生えを大切に受け止め各児童に合わせて援助する。</li> <li>個別の対応を心がけスキンシップを十分にとりながら心身共に快適な状態を作り、情緒の安定を図る。</li> <li>一人ひとりに応じて授乳を進め、健やかな育育・発達（咀嚼力の基本作り）を促す。</li> </ul>
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭の育児を認め、共に育ち合う関係を作る。</li> <li>感覚機能と運動機能を十分に働きやすい環境を作り、外界に対する好奇心や関心を育む。</li> <li>個別の対応を心がけ、依存欲求を満たし、情緒の安定を図る。</li> <li>手づかみ食べも見守りながら自分で食べようとする気持ちを育み、食べることの楽しさを共有する。</li> </ul>
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちを保護者と家庭が共に理解し援助する。</li> <li>感覚機能と運動機能を十分に働きやすい環境を作り、外界に対する好奇心や関心を育む。</li> <li>自分を出せる関係を基に「自分で」「やって」の気持ちを大事にし、それぞれの思いに沿った援助をする。</li> <li>表現の芽生えを大切に受け止め、仲間と共に遊ぶ喜びを共感する。</li> <li>身近な物の扱いは信頼関係下で育む。</li> <li>欲求を十分に満たし情緒の安定を図る。又、葛藤乗り越えての一貫した対応で見守り援助をする。</li> <li>食欲や好みをはっきり出せる関係を作り、自分で食べようとする気持ちを育み、嗜むことの大切さも伝える。</li> </ul>
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちを保護者と家庭が共に理解し援助する。</li> <li>感覚機能と運動機能を十分に働きやすい環境作り、興味あることに自ら関われるようにする。</li> <li>自分でやろうという気持ちを育み、出来たら共に喜び自信に繋げ、自立を促す。</li> <li>一人ひとりの個性を認め、自分で表現することができるよう配慮する。</li> <li>常に整頓された環境で清潔感を養う。</li> <li>子どもの「なぜ」「どうして」に丁寧に対応し、研究心を育む。</li> <li>子どもの話を注意深く聞き、応え、話すことの楽しさを感じられるようにする。</li> <li>一人ひとりの食事の量、偏食に対応し、すべて食べる喜びを感じられるようにする。</li> </ul>
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちを保護者と家庭が共に理解し、自立へ促す。</li> <li>感覚機能と運動機能を十分に働きやすい環境作り、興味あることに自ら関わるを持つ。</li> <li>自己意識が芽生え、不安や葛藤を覚えるが、適切な方法で解決できるよう援助する。</li> <li>友達とのかかわりが増える中で、相手の気持ちを考えられるように援助する。</li> <li>自分の表現を認められることで、友達の表現も認められ、ともに楽しむことができるよう配慮する。</li> <li>ご挨拶を身につけ、いつでもどこでも誰にでも行なるように援助する。</li> <li>食べ物が食べられることに感謝する。</li> </ul>
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちを保護者と家庭が共に理解し、自立へ促す。</li> <li>感覚機能と運動機能を十分に働きやすい環境作り、好奇心や探索心を満たす。</li> <li>子どもの気持ちを受け入れ、情緒の安定した中で自己表現できるよう配慮する。</li> <li>信頼関係の元、自ら考え、行動できるようする。</li> <li>一人ひとりの個性を認め、自分もお友達も大切にした集団生活が送れるように配慮する。</li> <li>皆で表現していくことを楽しむ中、助け合うことも経験できるよう配慮する。</li> <li>食べ物に感謝し、作ってくれた人へも感謝を感じられるように配慮する。</li> </ul>
その他(年間行事等)	別紙参照(年間予定表)

## 8 毎日の保育の流れ

## (1) 1日の保育スケジュール

別紙参照

## (2) お散歩のコース

近隣にあります、遊歩道・多摩川河川敷グラウンドなどにお散歩に行きます。

## 9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、月初に献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。 御相談の上、除去するなどの対応をとります。(例) 卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を多摩府中保健所へ届出済みです。(令和2年4月1日届出) 調理師及び保育士は、毎月検査を行っています。

## 10 入園時に必要な書類等

(1) 入園申込書・契約書・契約書別紙・児童票・生活状況表・家庭状況届・緊急連絡票・慣らし保育希望届け・お子様の写真・家族写真(スナップ)
(2) アレルギーの方は医師の指示書提出
(3) 保険証・乳児医療証・母子手帳(検診欄)の各コピー・予防接種控え写し
(4) 保護者身分証明書(現住所確認)

## 11 保育所と保護者の連絡について

(1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細にして下さい。
(2) 月に1回、園だより・クラスだよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

## 12 保護者の方が用意するもの

(1) 入園時に用意するもの：・バスタオル等・敷掛け布団カバー(0,1歳)・コットカバー(寝具シーツ)お荷物入れバック
(2) 毎日持参するもの：・連絡帳・着替え(2セット)・ビニール袋(1枚)・食事用エプロン、タオル(乳児)・オムツ(週初めに20枚)他

## 13 保護者会について

年に2回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。
---

## 14 運営委員会について

年に4回、開催予定です。保護者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。
---

## 15 健康診断等について

## (1) 健康診断

全乳児	毎月1回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
-----	---

## (2) 身体測定

全乳幼児	毎月1回、健康観察、身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
------	---

※ その他、乳幼児の日々の様子で心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

## 16 料金

## (1) 副食費・延長保育

別紙園のしおり参照

## 17 支払方法

現金振込払 紳付期限：毎月10日	指定口座	三井住友銀行	支店	喜多見
	口座名義 (普通)	シャクイクシホウジンジュゼイハイカイ 社会福祉法人純生喜泊会 リジョウ シミズヤヨイ 理事長 清水弥生	口座番号	2147453

## 18 保育所の御利用に際し、留意していただきたいこと

欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合や登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、降園予定時刻までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水痘・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
延長保育が必要な場合	延長保育が必要と分かり次第、園に連絡アプリにてご連絡ください。

## 19 賠償責任保険の加入

## (1) 賠償責任保険の加入

保険会社：損害保険ジャパン株式会社 所在地 新宿区西新宿1-26-1 TELO3-5913-3955 代理店：エヌシーアイ TELO3-3426-7757
当保育所施設における設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備、職員の指導誤り、および提供した食品や飲料に起因して園児や保護者、その他の第三者の財物および身体への傷害によって生じた損害について、法律上負担すべき損害賠償金をお支払いします。

## ・対人賠償

1事故につき10億円限度【内1名当たり2億円限度※1】 ※1- 但し1事故において10億円を超える場合、10億円を越えぬ額を人数分で均等割りした額が限度となる。
・対物賠償

1事故につき500万円限度※2 ※2- 当保育所内でお預かり保管する財物に損害を与えた場合も含まれる（但し紛失は除外）。
--

## (2) 傷害保険の加入

園児をお預かりした時間内において、職員の監督中に生じた園児のケガについて保障いたします。 ・園児傷害事故補償※3 ○死亡補償金 206万円 ○入院日額 1,500円 ○通院日額 1,000円 ○後遺障害発生時の補償金限度額 206万円
---

※3- 事故発生から180日以内の死亡・後遺障害、180日以内の入院・通院が対象となります。通院時の支払いは90日間が限度となります。

## 20 緊急時の対応方法

※ 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

※ 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏名 佐藤診療所 阿部 里津子 所在地 狛江市東和泉1-3-14	電話 03-3489-1771
救急隊	管轄消防署名 狛江消防署 所在地 狛江市和泉本町1-23-10	電話 03-3480-0119
警察署	管轄警察署名 調布警察署 所在地 調布市国領町2-25-1	電話 042-488-0110
狛江市	狛江市役所 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号	電話 03(3430) 1111
病院	国立成育医療研究センター 所在地 世田谷区大蔵2-10-1	電話 03-5494-7300

★当園では緊急時対応マニュアルを定めています。

## 21 非常災害時の対策

東京都保育支援課	東京都庁	電話 03-5320-4212
消防署	管轄消防署名 狛江消防署	電話 03-3480-0119
警察署	管轄警察署名 調布警察署	電話 042-488-0110
電気	東京電力エナジー・パートナー株式会社	電話 0120-995-007
ガス	東京ガス	電話 0570-002211
水道局	東京水道局	電話 0570-091-101
狛江市 子ども家庭部児童育成課	狛江市役所	電話 03-3430-1111
病院	国立成育医療研究センター	電話 03-5494-7300
消防計画作成 (変更)届出書	狛江消防署 防火管理者 令和4年2月17日届出 氏名 矢田 美弥	
避難訓練	火災・地震・水害を想定した避難訓練、その他、引き取り訓練、侵入者を想定した防犯訓練など	
防災設備	消火器・誘導灯・三方向避難口・消火設備	
避難場所(火災・震災時)	一次避難場所 狛江市立狛江第六小学校	広域避難場所 多摩川河川敷
避難場所(水害時)	避難先第一候補 狛江市立狛江第六小学校	避難先第二候補 狛江市立狛江第三小学校

○避難場所・避難方法 上記場所に消防計画、洪水避難確保計画に定める方法で避難します。

★当園では非常災害時・水害時の計画を作成しています。

★当園では非常災害時・洪水時の計画を作成しています。

## 22 保育内容に関する相談・苦情

## (1) 駒井町みんなの家 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 吉田 幸平(施設長)	電話 03-3480-1106
相談・苦情解決責任者 氏名 清水 弥生(理事長)	電話 090-6181-4101
<b>第三者委員</b> 坂東総合法律事務所 弁護士 大内 真紀子【連絡先】 03-3542-7890 小川・大川法律事務所 弁護士 大川 康徳 【連絡先】 03-3221-8560	

受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名 狛江市子ども家庭部児童育成課
所在地 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 電話 03-3430-1111

## 23 虐待防止のための措置

(1) 当園では人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備をしています。

(2) 当園では職員による利用子どもに対する虐待等の行為を禁止しています。

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を行っています。

(4) 児童虐待防止に関する法令に基づき、当園における児童の虐待が疑われる状況を確認した際  
は狛江市または児童相談所等の連絡機関に通知致します。

(5) その他、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を取ります。

(6) 当園では「児童虐待防止法遵守」保育士等の虐待が疑われる場合は関係機関・区市町村に通報を義務化と致します。